

## 令和7年度 第2回 尼崎市地域包括支援センター運営部会 会議録

1 日 時 令和7年10月17日（金）午後2時～午後4時

2 場 所 尼崎市役所 本庁南館地下1階 1-3 会議室

### 3 議 題

(1) 地域包括支援センターの運営に関する報告事項について

- ・ 令和8年度の人員配置について
- ・ センター受託法人との契約状況について

(2) 令和6年4月1日施行 介護保険法改正等について

- ・ 介護予防支援の指定対象の拡大について
- ・ センター職員配置における3職種の常勤換算方法の導入について
- ・ 主任介護支援専門員の資格要件の緩和について

(3) 高齢者虐待への対応状況の報告について

(4) 窓口受付時間の短縮に向けた動きについて

(5) その他報告事項

- ・ 第10期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に係るアンケート調査の実施について

### 4 出席委員等

(1) 出席委員 梅谷部会長、金光委員、佐瀬委員、山藤委員、坪田委員、西川委員、濱崎委員、濱野委員、東根委員、松永委員、丸本委員、森嶋委員

(2) 市職員 福祉部長、介護保険事業担当課長、高齢介護課長、南部地域保健課長、北部福祉相談支援課長、重層的支援推進担当課長、包括支援担当課長、事務局職員8名

(3) 傍聴者 2名

5 議事等

事務局	開会の挨拶 資料の確認
部会長	それでは議題に入らせていただきます。 (1)「地域包括支援センターの運営に関する報告事項について」、事務局からお願いします。
事務局	(1)「地域包括支援センターの運営に関する報告事項について」を説明
部会長	委員の皆様から、ご意見・ご質問がございましたらお願いします。
部会長	新たに定められた減員基準と経過措置に基づき、次年度の人員配置を決められたのでしょうか。
事務局	これまでから、人員配置が閾値を下回る状況が続いていたことを踏まえ、昨年度、減員基準と経過措置を設定しました。これに基づき、配置を決定しています。 経過措置終了後に運営が成り立つよう、2年間の経過措置期間中は、地域包括支援センターと運営状況について協議しつつ進めていきたいと考えています。
部会長	その他、いかがでしょうか。 (委員からの発言なし) では、次の議題に移ります。 (2)「令和6年4月1日施行 介護保険法改正等について」、事務局からお願いします。
事務局	(2)「令和6年4月1日施行 介護保険法改正等について」を説明
部会長	資料3「介護予防支援の指定対象の拡大」について。指定居宅介護支援事業所における介護予防支援事業の実績数が少ないことの背景や原因について、事務局で分析したものがあれば教えていただきたいのですが、いかがでしょうか。
事務局	担当者と話をする中では、要支援者に対するケアプランである介護予防ケアマネジメントと介護予防支援の二種類の事業のうち、利用するサービスが訪問型サービスやデイサービスのみの場合は、介護予防支援でなく介護予防ケアマネジメントでプランを作成する必要があり、その場合は地域包括支援センターが契約者となるため、介護予防支援と介護予防ケアマネジメントの両方に跨りサービスを利用する場合は使い分ける負担があることや、介護予防支援事業所としても、直プランと委託プランを跨

	<p>ることで事務が煩雑になることが、居宅介護予防支援事業所の指定拡大が進まない可能性の一つではないかと考えています。しかし、厚生労働省の社会保障審議会の介護保険部会においても、介護予防ケアマネジメントも今後は指定介護予防支援事業所に対応できるようにした方がよいのではないかといい意見も出ており、国の動きも踏まえて調整していきたいと思います。</p>
部会長	<p>この件に関しまして、居宅介護支援事業連絡会の委員より、肌感覚的なもので結構ですので、何か感じられていることがあればお願いします。</p>
委員	<p>当ケアプランセンターでは、介護予防支援の直接契約は行っておらず、一人のケアマネジャーの意見としてということですのでよろしいでしょうか。</p>
部会長	<p>よろしくお願いします。</p>
委員	<p>介護予防支援の場合はケアプラン等を地域包括支援センターに提出させていただいています。定期的にケアプランの確認等をしていただき、ケアプランが間違っている場合は連絡をいただくことができます。そういった点で、自分たちだけでなく、地域包括支援センターに確認していただいているという安心感があります。直接契約となりすべて自分たちだけで管理するとなると、要介護の利用者と同じですが、すべて自分の事業所の責任となるというところで、積極的にやろうという風に思えず、しばらく様子を見ようという感じです。個人的にはそのような経緯です。</p> <p>また、資料3の見出し1「圏域の事業所の困りごとが生じた際に～」を読んで、何かあれば相談できる、と再確認しました。しかし、直接契約となると、やはり自分たちで管理することになります。委託の場合であれば介護予防支援の利用者について地域包括支援センターに気軽に相談できますが、直接契約の場合は本当に困ったときでないと相談してはいけないか、と捉えるケアマネジャーもいるかと思います。</p>
部会長	<p>貴重なご意見ありがとうございました。続きまして、尼崎市ケアマネジャー協会の委員、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>先ほどの事務局からの説明のとおり、介護予防支援事業には、予防プランと総合事業があり、例えば、デイサービスとヘルパー、杖（福祉用具貸与）の3つのサービス利用している場合は、介護予防支援でケアマネジャーが直接担当することができます。しかし、その3つの中で、杖（福祉用具貸与）が不要となり、利用なくなると、総合事業となり、今度は地域包括支援センターが担当することになります。例ですが、</p>

	<p>杖を一本返すたびに契約を取り直さないといけなくなり、それにより実績数が増減するという、また、その契約を取り直したり、地域包括支援センターに返したり、という作業が結構大変なので、懸念している可能性もあると思います。</p>
<p>部会長</p>	<p>ご意見ありがとうございました。国の方でも動きがあるようですし、今、貴重なご意見をいただきましたので、実績数が少ない理由を継続的にキャッチしていただき、必要に応じて対応をよろしく申し上げます。</p> <p>その他、いかがでしょうか。</p> <p>(委員からの発言なし)</p> <p>では、次の議題に移ります。</p> <p>次に(3)「高齢者虐待への対応状況の報告について」、事務局からお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>(3)「高齢者虐待への対応状況の報告について」を説明</p>
<p>部会長</p>	<p>それでは、委員の皆様からご意見・ご質問がございましたらお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>事実を基にいろいろ説明いただきましたが、もう少し分析をしていただければと思います。今回の集計で、続柄として夫からの虐待が多いとありましたが、今まではどちらかというと息子が多く、気になっています。夫が虐待しているということは、老老介護や認知症の介護から、さらに複雑な背景がありうるような気がします。状況がわかる説明をしていただけると嬉しく思います。</p> <p>また、お願いに近いかもしれませんが、養介護施設従事者等による高齢者虐待について、地域包括支援センター運営部会と別で議論する機会を持っているのかが、気になります。要は、尼崎市全体の高齢者虐待防止のための仕組みがどうなっているかがわかりません。養護者による高齢者虐待について協議する場として本会議がありますが、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関しては、所轄が違うと思いますが、議論が進んでいるのか気になります。その辺りを教えていただけたらと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>夫が虐待しているケースが増えていることから、老老介護や認知症の介護が増えているのではないかと、事務局としても同様の懸念を抱いております。少し体感的な話になりますが、夫が妻への介護疲れでどうしても我慢できなくなり手を挙げてしまうといった身体的虐待や、高齢の方で、元々荒い口調の方が指導的な形で声かけをしてしまうといったケースが多いように思います。次年度の報告に関しては、いただいた意見をもとに虐待の背景が見えるような工夫をし、事務局としてお示</p>

	<p>しできればと思います。</p> <p>施設虐待に関しては、市のダイバーシティ推進課がDV防止ネットワーク会議を開催しており、各所管課が虐待やDVの対応状況等を報告するといった形で情報共有を行っています。ただ、養介護施設従事者等による高齢者虐待に特化し、対応方針のブラッシュアップやアドバイスをもらうといったところに関しては少し不十分かと思っています。</p> <p>また、阪神9市1町高齢者虐待対応担当者会議で出た意見の中で、虐待防止を主としたネットワーク決めをしている自治体や、会議体で検討している自治体もありました。本市でもそういったものを検討していきたいと思っています。</p>
事務局	<p>虐待を行った養護者の続柄については、尼崎市も今までは県と同じ傾向が出ていました。昨年度は夫からの虐待が多い結果となりましたが、分析が難しい部分もあろうかと思っています。先ほど担当者から話したとおり、どういった動きになるのか、傾向を見ながら、一定分析できるような状況になれば、そういった話ができるのではないかと思います。現象を分析することは非常に難しい部分であり、その辺りは慎重に考えていきたいと思っています。</p> <p>虐待に関する意見交換をする会議体については、庁内ではDV防止ネットワーク会議以外の大きな会議体はないと思っています。高齢者に限っては、特に高齢者保健福祉専門分科会等での意見交換がない限りは、そういったところまで対応することは難しいと思っています。ただ近年、福祉局全体で、虐待に対しきっちり対応していく必要があるという考え方を持っています。年数回、福祉局長を交えた対策会議において、障害者や高齢者の虐待案件について意見交換し、また、対応状況の確認等を行っています。そういった機会を活用しながら、よりよい対応をしていこうと考えています。</p>
委員	<p>それこそ高齢者虐待防止法ができた時から、体制整備をして欲しいという国や学会委員の希望があり、調査も毎年あると思います。委員会がいっぱいあればよいという問題ではないので、中々難しいですが、やはり市民も含めて議論ができる場は一つ必要かと思っています。他の市町もそういった形でしていることと、高齢者だけでなく、児童、DV、障害などもすべて含めた会議体があったほうがよいと、理想論ですが思います。もう一つは、人権侵害という切り口で、人権関係の部署が集まる機会を設け、議論してみるというのもありかと思っています。</p>

	<p>また、先ほどの説明で、相談通報件数が48件でそれ以外のDVの相談を含めるともっと数は多いとありましたが、それらも含めて相談通報件数に上げてよいのではないのでしょうか。いわゆる虐待かもしれないと思って相談通報してくるというケースはここに挙げてよいかと思いました。</p> <p>また、セルフネグレクトについても議論してくださっているということで、いわゆるセルフネグレクトやゴミ屋敷の問題は、社会福祉協議会や他の部署との連携が必要になってくると思います。マニュアル改訂のすべてに関わっていただく必要はないかもしれませんが、必要であれば一緒に議論する場を設けて参加していただく方が、より実践的に進むと思いますので、その辺りをご検討いただけたらと思います。</p>
部会長	<p>今の委員からの提案について、事務局より、いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>まず、「委員会が沢山あればよいわけではないが、児童やDV、人権等他分野とのネットワークができればよいのではないか」という点について、非常によいご意見をいただいていると思いますので、検討させていただけたらと思います。</p> <p>「虐待通報ではない夫婦間のDVなども集計に入れた方が、より正確な対応件数が見えるのではないか」という点に関しても、数字が拾えそうであれば、集計データに反映できればと思います。</p> <p>「マニュアルの改訂にあたり、社会福祉協議会等の第三者機関も入れた方がより具体的な議論ができる」という点に関しても、意見として賜り、今後のマニュアル改定において、第三者機関の意見も取り入れるよう工夫ができたらと思います。</p>
事務局	<p>関係機関との連携については、本市でもダイバーシティ推進課における尼崎市人権文化いきづくまちづくり計画の中で、高齢者虐待や障害者虐待、児童虐待を位置付け、連携推進に取り組んでいます。そういった機会を通じて、今後も連携強化できればと思っています。</p> <p>相談通報件数の48件については、警察からの通報の中で「とりあえず高齢者のトラブルとして市へ通報しておこう」といったものは除いた集計になっています。ここで記載している件数は、虐待の疑いがある方について調べた件数となります。しかし、通報が多いところによっては、警察の通報があればそのまま計上していることもあります。一旦は、この集計方法を継続したいと考えています。</p> <p>マニュアルの改定において、他機関との連携を図っていくという点につきまして、</p>

	<p>重層的支援推進担当による連携会議の開催により、情報共有を図っていきたいと思います。しかし、地域包括支援センターでマニュアル等を作ることについての負担もありますので、バランスを取りながら、意見をどこまで反映できるかわかりませんが、バージョンアップも含めて考えていきたいと思っています。</p>
委員	<p>全国的には、警察からの通報が集中して多い状況です。データを俯瞰で見られたときに、「尼崎市はどうしてケースが少ないのだろう。」となる可能性があるということのを頭に置いておいていただけたらと思います。全国的には警察通報もすべて含むのが一般的な状況になっていると思います。</p>
部会長	<p>その他、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>私は児童分野にも関わっています。今年は児童福祉法が改正され、児童分野においても、保育所や児童養護施設といった施設関係で、虐待の通報義務が課せられ、関心が非常に高まってきているところです。虐待に対する関心や意識があるところは気付きやすく、意識が持てない場合は見過ごされてしまうといった、隠された虐待というものが大変多いような感じがしています。以前は、市内の圏域ごとの調査で、地域ごとにかなりばらつきがあり、気付きが多いところはそれなりの件数も上がり、気付きが少ないところは件数が少ないというような、地域ごとのアンバランスがわかるデータが、市内6圏域別であったと思います。先ほど、地域ごとの研修の強化も大切ではないかという意見がありましたが、地域別のデータはないのでしょうか。</p>
部会長	<p>事務局からよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>資料4の作成にあたっては、12か所の地域包括支援センターの対応状況を集約して、全市として一つにまとめています。そのため、中央、小田のような地区ごとや、地域包括支援センターごとにも絞ることもできます。よって委員がおっしゃったように、傾向から意識が希薄な地域も分析できると思いますので、データを見て、必要性があればその地区にどうアプローチをどうすればよいかということも考えていけたらと思います。</p>
委員	<p>地区ごとのデータに応じた議論が過去にはあったと記憶しており、意見させていただきました。ありがとうございました。</p>
事務局	<p>過去には地区別のデータで議論していた経緯がありますが、去年は今回と同じデータ抽出方法だったと記憶しています。地区別で資料作成や啓発をどこまでするかとい</p>

	<p>うことや、虐待の発生状況だけで意識が高いのか低いのかを判断することは難しい部分があるかと思います。また、件数がそこまで多くなかったため、見やすくするためにその部分を省略させていただいたと記憶しています。先ほど担当者が言いましたように、事務局でデータを見る中で、改めてそういった視点を持って対応していきたいと思っています。</p>
部会長	<p>その他、いかがでしょうか。</p> <p>(委員からの発言なし)</p> <p>では、私から2点確認です。まず資料4の4ページの「②相談通報者」の「その他」の内容と、9ページの(3)虐待者との関係の「①被虐待者から見た虐待者の続柄」の「その他」の内容を教えてください。「その他」の内訳がわかると、今後連携を図る連携先の資料になり、また、どのような続柄の方が虐待しているのか、虐待の予防にも繋がっていく可能性があると思います。</p>
事務局	<p>「②相談通報者」の「その他」は、令和6年度は地域包括支援センターです。地域包括支援センターの対応の中で、高齢者虐待に気づいたというケースでした。過年度分は、地域包括支援センターや看護小規模多機能型居宅介護の職員や医療従事者といった内容になっています。「①被虐待者から見た虐待者の続柄」の「その他」は、令和4～6年度すべて3件となっていますが、知人による高齢者への経済的虐待の事例がみられています。</p>
部会長	<p>必要に応じて「その他」を具体的に記載すると、今後の対策を考える上で参考になるかと思いますので、記載を検討していただければと思います。「その他」で挙げた方と連携を図ることも多いと思いますので、よろしくお願いします。</p> <p>その他、いかがでしょうか。</p> <p>(委員から発言)</p> <p>虐待と関連しない事柄については、最後にお伺いします。その他、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>地域包括支援センターは、高齢者虐待を防ぐための研修や啓発活動を、地域に向けて行って下さっていると思います。私は、高齢者本人からの発信を期待したいので、啓発活動において、本人から通報してもよいという、本人に対するエンパワメントのような発信の仕方をしていただけると、このデータも変わってくるのではと期待して</p>

	<p>います。高齢者自身が諦めていることが多いので、そうではなく、こういうことがあったら言っていいたよ、ということです。それは施設入所者も一緒だと思います。随分昔、アメリカへ行った際に、「あなたは虐待されていませんか」といった内容の小さなパンフレットがありました。そういったものが早く作れる時代になるとよいと思います。要は啓発の仕方を考える時期に来ているのではないかと思います。ケアマネジャーが通報相談するのが一番よいと思われがちですが、それこそヘルパーが通報相談して、それからケアマネジャーとまた相談して下さったらよいわけです。通報相談は気が付いた人がすぐに、という啓発の仕方を考えていく時期ではないかと気になっているところです。通報はケアマネジャーがすればよいと実は地域も思っています。私の関わった事例で、ヘルパーが気になるからとケアマネジャーに言いましたが、ケアマネジャーが虐待とは違うのではないかと抑えてしまい、本当のことが浮かび上がってこなかったということがありました。気が付いた人がすぐにご相談しましょうという視点で啓発活動をしていただけると嬉しく思います。</p>
<p>部会長</p>	<p>例えば、通いの場や集いの場で高齢者に向けてそのような内容を発信することや、介護保険施設以外であっても、高齢者本人に対して虐待に関する情報提供や啓発活動をする効果的かもしれません。是非とも様々な事業者と協力しながら市でも推進していただければと思います。検討をよろしくお願いします。</p> <p>その他いかがでしょうか。</p> <p>(委員からの発言なし)</p> <p>そうしましたら、地域包括支援センターの委員から、普段虐待対応をされている中で苦慮されていることや、何かこの場で皆さんにお伝えした方がよいことがあればよろしくをお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>気付いたことが2点あります。</p> <p>1点目はセルフネグレクトについてです。この2・3年で夏はものすごく暑くなっていますが、セルフネグレクトの方には、基本的には外に出ず、なかなか近所とも関わりが無い方が沢山いらっしゃいます。猛暑の中で、もう明日には亡くなるのではないかと、という方がいらっしゃいました。救急搬送しようにも本人が拒否してしまうと、一旦救急で入っても、ある程度点滴治療をしないと帰ってしまう、ということがあります。やはり人権に関わるところで、なかなか説得する間がなく、自宅に帰ってし</p>

	<p>まい、また閉じこもりの状態が続くという、そこが地域包括支援センターとしては難しいと思うところです。そういった方の中には精神的な病を持っている方もいらっしゃいますので、受入体制について、今後はどうしていけばよいのかを考えていかなければいけないと思います。尼崎市には精神科がないため、遠方の病院に連れて行く方法も気になっています。</p> <p>2点目は、最近は養護者の方に問題が多いと感じています。養護者自身がすごく悩んでいます。例えば精神疾患や発達障害などの障害を持っている方が沢山いらっしゃいます。虐待の問題のみでは解決しない部分も大きく、他分野の協力が必要になります。高齢者本人の安全を考えると分離をしたほうがよいかという問題に関しても、緊急性が求められますが、やはり人権問題があり、職員の間ではかなり負担になっています。話し合いや会議をすぐを開ける状態を地域包括支援センターだけでなく、他部門にも意識していただければと思います。</p>
<p>部会長</p>	<p>ありがとうございました。続きまして、同じく地域包括支援センターの委員からお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>気付いたことが2点あります。</p> <p>1点目が相談通報者についてです。例えば、介護保険事業所の職員はとりあえずケアマネジャーに相談し、ケアマネジャーがそれを評価して、我々から見ると虐待の疑いが強いと思われるものも、ケアマネジャーがこれは虐待ではないと判断しているケースも多々あると思っています。虐待対応は、初動期に早く異変に気づき、早めに対応していくことが重要であると日々の対応の中で感じています。例えばヘルパーやデイサービスといった、本人を直接介護する方々が最初に発見する可能性が高いかと思っています。この数字で見ると、そこからの相談が少ないというのがデータとして出たので、普及啓発に関しても、多機関へ向け、現場レベルで啓発していく必要性を感じました。</p> <p>2点目は、虐待対応をしていく中で、養護者の課題が積もってきて、地域包括支援センターが関わりだした頃には、既にいろんな問題が山積している場合が多々見受けられます。尼崎市では数年前から、コアメンバー会議という、包括支援担当と地域包括支援センターが参加し、虐待認定や今後の対応方針について検討する場がありますが、複雑化したケースも多々見受けられると思いますので、可能であれば、例えば法</p>

	<p>律機関など、より専門的な機関にも入っていただけると、今後の支援や対応を進めていきやすくなるかと思いました。</p>
部会長	<p>貴重なご意見ありがとうございました。では他の委員より、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>資料3の「②相談・通報者（複数回答）」についてです。医療関係者はケアマネジャーへ相談することが多いですが、このデータの通報・相談者はどちらへ通報されているのでしょうか。</p>
事務局	<p>相談・通報者が一番多く通報されているのは、地域包括支援センターです。それ以外に、包括支援担当や別の機関に相談いただき、地域包括支援センターに回っていくというようなケースもあります。</p>
委員	<p>先ほど当事者からの通報があればという話がありましたが、当事者に向けて、地域包括支援センターに通報すればよいということは周知されているのでしょうか。</p>
事務局	<p>市から当事者に向けて周知している方法が2点あります。</p> <p>1点目が介護保険関係の送付物に、「虐待かもしれないと思ったら連絡してください」といった虐待の啓発に関する内容を記載し、毎年郵送しています。</p> <p>2点目は、一般に向けてチラシも作成しています。ただチラシの内容をもう少しアップデートする必要があると事務局でも話しており、マニュアルとともにチラシも改定したいと思っていますところですが。</p> <p>周知に関しては不十分な部分がありますので、今後の課題と認識させていただきます。</p>
委員	<p>よろしく申し上げます。</p>
部会長	<p>地域包括支援センターの委員がお話されていた内容について、実際のところを教えてくださいたいです。例えば、養護者に障害があるかもしれない事例で、実際に市の他部門と連携しながら対応する体制があるのかということと、現状として、状況に応じて法律の専門家が虐待対応の検討に入る体制があるのかについて、いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>養護者支援の機関としまして、地域保健課が所掌する精神保健相談員、福祉相談支援課が所掌する生活困窮者の相談分野であるしごと・くらしサポートセンター尼崎、障害者支援課という3課と連携して対応する事例が多いです。</p> <p>弁護士相談については、兵庫県弁護士会と連携し、定額で相談できる弁護士を兵庫</p>

	<p>県弁護士会に選任していただき、気軽に相談に乗っていただける関係性が長年の付き合いの中で構築できている状況です。</p>
部会長	<p>今、説明された内容については、地域包括支援センターの職員と情報共有できているのでしょうか。</p>
事務局	<p>事務局としては共通認識が図れていると思っておりますが、その辺りは地域包括支援センターの委員に聞きたいと思っております。</p>
部会長	<p>地域包括支援センターの委員、よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>会議には忙しい中参画していただけますが、地域包括支援センター職員にもいろんな職員がいて、一回の会議で役割分担まで持って行くのは、実際はすごく難しいと感じています。やはり役割分担が持てないままに時間が経ってしまうこともあります。地域包括支援センター以外の部門については、役所の横の繋がりで連携を図っていただければと思います。</p>
部会長	<p>同じく地域包括支援センターの委員、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>当地域包括支援センターで対応したケースで、地区の担当弁護士にメール等で相談させてもらったことがありました。法的なところに悩み、我々ではわからないところもあり相談させていただきましたが、やりとりした中で、最終的に、自分はいれないと断られたことがありました。例ですが、いろんな弁護士に相談できる体制があってもよいかとその時は思いました。各地域包括支援センターで地区担当の弁護士は把握していると思いますが、連携がどこまでできているかというのは地域差があると思っています。そういったところに関して考えていくことができればよいと思います。</p>
部会長	<p>それでは事務局より、お願いします。</p>
事務局	<p>他機関との連携については、地域包括支援センターや包括支援担当だけでは対応が難しい部分があります。こちらとしても、モニタリングの中で、他機関とうまく調整できていないときは、後方支援や当事者支援という形で連携を図り、包括支援担当から各部門の方とやりとりして進めていく例は、多くあります。地域包括支援センターの皆さんから見ると、なかなか動きが悪いと思われるようなことも出てくると思いますが、今後ともやりとりしながら連携を図ってやっていきたいと思っています。人と人との繋がりになってきますので、どうしても課題が出てくると思いますが、引き続きマインドを高めていきたいと思っています。</p>

	<p>弁護士については、「合う・合わない」や「専門・専門外」といったことがあろうかと思えますし、市としても、重層的支援推進担当にて法律相談の契約等を結んでいます。原則は、地域包括支援センターで対応する中で、対応や相談が難しい部分については、包括支援担当もバックアップしていきたいと考えています。</p>
部会長	<p>例えば、資料に他機関と連携した件数などを入れると、やはり虐待対応において他機関連携が重要ということ、また、具体的にどこと連携したのかが数字で見えてくると、啓発の一つに繋がっていくかもしれないので、資料作りの上で考えていただければと思います。よろしくをお願いします。</p> <p>その他、いかがでしょうか。</p> <p>(委員からの発言なし)</p> <p>では、次の議題に移ります。</p> <p>次に(4)「窓口受付時間の短縮に向けた動きについて」、事務局からお願いします。</p>
事務局	(4)「窓口受付時間の短縮に向けた動きについて」を説明
部会長	委員の皆様から、ご意見・ご質問がございましたらお願いします。
委員	地域包括支援センターの窓口受付時間について、県内他市の状況はいかがでしょう。
事務局	事務局では調べていない状況です。地域包括支援センターの窓口受付時間は市が各法人との契約に基づいて決定しているもので、一律で何時から何時まで、もしくは全国的に何時から何時まで、といった規定があるものではないです。そういった意味では、各法人と決定した中で、運用していく考え方としています。
部会長	確認です。第1回の運営部会において、各地域包括支援センターから事業計画書を出していただけていますが、すべての地域包括支援センターが併設の施設において24時間体制で電話対応をされていると思います。今回の規定は、24時間の電話対応を妨げるものではないのでしょうか。
事務局	あくまで窓口受付時間の案ということで、電話の受付時間に関しては、現時点では市が9時から17時になったとしても、変更する予定はありません。
部会長	その辺りは今後、地域包括支援センターとの話になるかもしれないということでしょうか。
事務局	事務局としては24時間体制が基本であると考えています。法人の意向や契約関係

	<p>もあり、一方的には言えませんが、現時点では1月5日からの開始にあたり、24時間対応は継続する形で考えています。しかし、今後どうしていくかというところは意見交換していく必要があると考えています。</p>
部会長	<p>緊急時は地域包括支援センターにすぐに相談できるということは非常に重要かと思しますので、その辺りを頭に置いておいたうえで、電話対応について協議していただければと思います。</p> <p>また、1月5日が開始予定日ですが、既に今年度については地域包括支援センターと市の間で契約書や仕様書を結んでいると思います。年度替わりであればスムーズな話でしょうが、年度途中の変更は契約上問題ないのでしょうか。</p>
事務局	<p>契約上の手続きに関しては、今後、調整させていただけたらと思います。過程の中でご相談させていただくかもしれませんが、よろしくをお願いします。</p>
部会長	<p>他の委員より、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>高齢者の家族で、仕事が一段落した時間を利用して相談するとなれば、それが夕方になることもあることもあります。ケアマネジャーが相談したいと思っても、夕方頃はバタバタしていて、ゆっくり相談できるのは17時を過ぎるといったこともあります。現場のケアマネジャーや施設といった、地域包括支援センターに相談する方たちにとっては大丈夫なのかと少し心配です。きちんと最後に事務処理をして家に帰れるという仕組みはとてもよいですが、一般市民や家族にとってはどうかと思います。例えば17時にはほとんど人が来ないなどであれば、教えていただきたいです。例えばパートに行っている主婦であれば、16時頃に終わって、それから受け付けて、というイメージすると、最後の駆け込みはないのだろうか、と心配です。現実的にこうなると有り難いとか、こんなデメリットがあるとか、現場サイドで話をしていただければよいかと思えます。</p>
部会長	<p>地域包括支援センターの委員、その辺りはいかがでしょうか。</p>
委員	<p>個人で感じているところですが、当地域包括支援センターでは、17時を過ぎてからの電話はあまり掛かってこないと思います。また、掛かってきた電話が対応できる内容かと言いますと、すごく歯がゆいところがあります。連絡をいただいても、もう自宅に帰っていて、市役所も閉まっており、安全確保が必要であっても、受け入れ先の事業所の受付が終了しているといった現実的な面もあります。国の考えは24時間</p>

	<p>体制ですが、職員の心情を考えると、今後も少子高齢化が進む中で、職員の確保は、大変重要です。日々の感情労働が積み重なってくると、職員の心の休息がとても大事になってくると思っています。将来的にはある程度の区切りをつけないと、相談に関しては終わりが無いと言いますか、ストレスに感じています。今後そういったところも委員の皆さまに考えていただければと思います。</p> <p>また、包括支援担当の職員も数年ですごく人が減っており、先ほど会議体の話もありましたが、人員不足で皆さん忙し過ぎて、やりたいこともできない状況があるのではないかと感じています。</p>
部会長	他の委員より、いかがでしょうか。
委員	<p>私はケアマネジャーで、地域包括支援センターに報告する義務がある職種です。一日の訪問が終わり、17時頃に事務所に帰ってきて、事業所のケアマネジャー同士で、「こんなことがあった。」「大変なケースでこういう動きをした。」といった話をしているときに、「地域包括支援センターに報告しておかないといけない。」というワードが出ます。</p> <p>受託法人によると思いますが、17時半以降、この地域包括支援センターは留守電になる、この地域包括支援センターは電話に出してくれるなど、対応はまちまちです。ケアマネジャーだけでなく、市民もそうだと思いますが、当日のうちに報告しといた方がいいと考えます。むしろケアマネジャーからすると、報告義務を怠ったとなってしまうと困るので、やはり報告しておきたいです。よってどういった形であれ、こちらからのメッセージが通じるようにはしていただきたいと思います。地域包括支援センターの職員の負担軽減が第一ですが、報告だけはできるようにしておいていただければと思います。報告を聞いて、何かしないといけないか、というのは地域包括支援センターの判断になると思いますが、やはり、次の日まで知らなかったとなると、問題が大きくなったときにお互い困るので、伝える方法が電話かはわかりませんが、地域包括支援センターに言えなかった、というのは少し困ります。</p>
委員	ファックスするのはどうでしょうか。
委員	ファックスでも見てくれるのでしょうか。ケアマネジャーがみんな事務所に帰ってくるのは17時台です。そして、次の日の準備をして帰りましょうか、という感じなので、そういえば地域包括支援センターに相談しておかないといけないと気づき、管

	<p>理者や主任ケアマネジャーが他のケアマネジャーに言うタイミングは17時台が結構多いです。そのため電話は繋がったほうがよいと思います。内容によっては留守電の途中で電話を取ってくれることや、掛け直してくれることもあるので、緊急性は地域包括支援センターで判断されているのかと思います。メッセージが伝わり、その日の報告ができるという形で、その日の報告漏れがないようにさえなっていれば、ケアマネジャーとしては有り難いと思います。</p>
部会長	<p>貴重なご意見ありがとうございました。</p> <p>先ほど事務局から報告がありましたように、尼崎市地域包括支援センター運営法人と行政との協議連絡会議では特に問題ないということですが、こういったご意見もあったということ、機会があれば伝えていただくというのも一つかと思います。事務局でも意識してもらえればと思います。</p> <p>その他、いかがでしょうか。</p> <p>(委員からの発言なし)</p> <p>では次の議題に進みたいと思います。</p> <p>(5)「その他報告事項 第10期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に係るアンケート調査の実施について」、事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>(5)「その他報告事項 第10期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に係るアンケート調査の実施について」を説明</p>
部会長	<p>委員の皆様から、ご意見・ご質問がございましたらお願いします。</p> <p>(委員からの発言なし)</p> <p>では、先ほど別の議題で意見いただいた委員より、再度意見ををお願いします。</p>
委員	<p>前回の運営部会で、地域包括支援センターへの相談件数は年間37,800件あるということでした。しかし、チームオレンジのボランティア要請に関する情報が流れてくることはほとんどなく、年間で十数件もないです。本当にボランティア組織が必要なのかと私は疑問に思っています。ボランティアが活動できるような情報があれば、どんどん情報を流していただいて、ボランティアを育成していく必要があると思っています。その辺りのことを前回の運営部会でお話ししたら、やはり情報が上がってくるルートが必要であると部会長も仰いました。進捗状況はいかがでしょうか。いろいろと事情はあるようですが、どんな状態か聞きたいです。</p>

	<p>また虐待に関して、介護施設の入居者の事故等が増えていて、介護者の人員不足やレベル低下により、事故の件数が増えているのではないかと考えています。そういったデータがあれば教えていただきたいと思います。</p>
部会長	<p>事務局からよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>普段からチームオレンジの皆様や委員には、認知症施策の推進に尽力いただきありがとうございます。誠に有り難いと思っています。チームオレンジの方々に活動していただくためには、地域包括支援センターが受ける様々な相談の中で、お繋ぎする相談があれば、地域包括支援センターからチームオレンジに相談している状況です。しかし、チームオレンジのボランティアを必要とされる相談が、地域包括支援センターの各窓口でどれくらいあるのかというと、窓口に来る数が少なければ、恐らくご依頼の件数として反映していかないと思います。以前より委員からはご意見をいただいておりますので、改めて、地域包括支援センターと月に一度開催している連絡会にて、チームオレンジの支援が必要な案件があった時は積極的に繋ぎしていただきたいと周知させていただきたいと思っています。</p> <p>2点目の事業所における事故関係ですが、事故が起こった場合は事業所の指定等を所管する法人指導課に事故の報告が上がると聞いています。事前に委員から話を聞いていましたので、法人指導課と話をしましたが、事故の報告件数を具体的に集計し、分析してはいなかったため、その辺りは改めて確認させていただき、委員にお話させていただければと思っています。</p>
事務局	<p>少し補足です。今は移動支援等の事業についてもチームオレンジの皆さまとの話し合いの中で進めていただけていると思います。一方で移動支援も、顔の見える関係を作ることで支援に繋がる場所もあると思いますので、すぐに、お願いできるかどうかという、中々難しい部分もあると思っています。事務局としては工夫しながら、どう繋いでいけるとよいか、地域包括支援センターやチームオレンジの皆さまとお話する中で考えていきたいと思っています。すべての相談にボランティアで来てくださいますということではないですが、逆に言うと、事務局側で要請を止めていないということをご理解いただきたいと思います。</p>
委員	<p>情報自体はボランティアに流れてきていると思います。しかしその情報がボランティアで対処できる相談だけを流していると聞いています。要するにボランティアに流</p>

	<p>せないような情報はどう処理されているのか、また、やはりボランティアが必要になるのであれば、ボランティアがレベルアップしないと対応できないと思っています。それであれば、また別の方法を考えないといけないと思っています。情報自体がどんな流れで処理されているかがよくわからないので、ぜひいろいろとご検討いただければと思います。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。その他、他の委員からいかがでしょうか。</p> <p>(委員からの発言なし)</p> <p>本日の議題については以上となります。では、事務局から連絡事項等ありましたらお願いします。</p>
事務局	<p>次回の運営部会は令和8年2月6日の金曜日に開催を予定しております。会場等につきましては改めてご連絡をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。</p>
部会長	<p>以上をもちまして、令和7年度第2回地域包括支援センター運営部会を閉会したいと思います。</p> <p>本日はどうもありがとうございました。</p>